

---

**原著論文**

---

# 中教審答申の背景事象として捉えるべきもの 学習指導要領を方向づける環境要因のあるべき取捨選択について

市毛正仁

北里大学看護学部

---

## 要旨

現在の中教審答申に基づく学習指導要領の下での学習成果の現れとして、道徳観の毀損による歪な個人主義や、グローバル教育の名のもとに偏重されてきた英語教育の本来的使命の終焉、教育職員免許法施行規則66条の6で履修する「憲法」とアイデンティティー、高度情報化社会における教育の立ち位置、などの課題をオムニバスで提示するとともに、その課題解決へ向けての私案を示しながら、中教審答申の「時代適応」的属性から「時代誘導」的属性へのパラダイムシフトを促す。

キーワード：中教審答申、グローバル教育、憲法、第4次産業革命、パラダイムの転換、  
課題先進国

---

## 1 はじめに

卑近な例から挙げよう。歩きスマホ、携帯を見ながらの運転、バス停や交差点直近における駐停車、降りる乗客を押しおける乗車。これらはここ数年、目にするのが急増した街中の風景である。違法な事例もあり、そうでないものもある。しかしながら、社会生活を円滑に営むためには、法律に定めがないからといって傍若無人に振る舞ってよいというものではない。いや、寧ろ、法律には規定されていないが、暗黙のコンセンサスとして、それぞれが自制し譲り合うことで日常生活が支障なく営まれていることのほうが圧倒的に多い。

公に対する滅私奉公や一致団結、それに連なる家族制度、これら戦中・戦前の我が国の精神的支柱の支えを溶解すべく、戦後、過度に権利主張を強調された個人主義が我が国に導入された。西欧の個人主義は、その権利の主張を担保するものとして、個人の責任を問うていたり、行動規範としての宗教が存在することでバランスを保ってきたが、我が国に導入された際には、その側面がそっくり抜け落ちた歪な形で導入された。無論、戦中・戦前の日本には、庶民感覚で言うところの「お天道様が見ている」という西欧の宗教に見合う行動規範があったが、戦後の「閉ざされた言語空間」（江藤 淳）のなかで、戦中・戦前の道徳が全否定され続け、歪んだ個人主義（利己主義）が跳梁跋扈する今日に至っている。

道徳教育は価値観の押しつけであり、児童・生徒の主体性を奪う管理教育の復活であるとの非難が相変わらずあるが、現状のような衰亡的状况に歯止めを掛け、日本の風土や国民性に合った社会性を獲得するには、一見、迂遠に見えるかもしれないが、道徳観を基本に据えた教育による再生を置いて他にない。また、教育が示すこの方向性（これからの時代における尊重事項）は一つ我が国に留まらず、民主主義と全体主義、民族主義とグローバリズム（アメリカニズム）、宗教対立、地球環境改善などの深刻な課題を抱える世界が歩むべき道標ともなりうるものである。

戦後75年が経とうとしている。この間、学習指導要領は昭和22年以来、大きな改変だけでも6回を数え、新年度からは新たに7回目の改変が小学校を皮切りに実施される。この間、教育改革のベクトルの方向は常に「経済的発展」を支える人材の育成という一方向を示し続け、その結果としての我が国は、戦後の焼け野原から出発して、朝鮮戦争による特需や高度成長期を経て、バブルを経験し、その後、「失われた20年」と称せられる長期に亘るデフレを経て今日に至っている。経済指標の上では凸凹があるだろうが、大局として観れば、我が国の戦後の経済発展は及第点と言うより、かなり上首尾の部類に入ると言えるであろう。歴史という時間軸だけでなく、世界という空間軸を採ってみても、経済不振に喘ぐ世界の多くの国々のなかであって、我が国の経済発展が評価されるべきものであることは首是できるであろう。

だが、その結果として出来た我が国の姿とは、三島由紀夫が奇しくも半世紀前に予言した「・・・無機的な、からっぽな、ニュートラルな、中間色の、富裕な、抜目がない、或る経済的大国が極東の一角に残るのであろう。・・・」（昭和45年7月7日 サンケイ新聞（当時）夕刊）の現実化に他ならないことは看過すべきことではないであろう。今まで、そして、これからも我が国の有り様がこのような経済発展のベクトルの延長線上でよいのか、人を育むべき教育がこの路線上であってよいのか、真剣に考え、結論として軌道修正するのであれば、それに踏み出すまでの猶予はないように思われる。日本の現状、世界的情勢、そのなかでの日本の立ち位置が、現在の思考停止状態のままで、惰性的・希望的観

測的に突き進むことを許す余地を教育に与えはしないと思われる。

以下においては、このような、我が国にとって深刻かつ喫緊の問いかけに対する教育に委ねられた解決を模索すべく、現行、並びに次期学習指導要領が内包する本質的課題、より正確に述べるなら、学習指導要領を方向付ける中央教育審議会答申（以下、中教審答申と略す）が内包する課題を考察していく。

## 2 英語教育について

### 2.1 繰り返される誤謬

つい先頃（令和元年11月1日）、萩生田文部科学大臣から、令和2年度実施予定の大学入試共通テストの英語に係る民間試験利用の延期が、共通ID発行当日というギリギリのタイミングで発表された。以前から民間試験導入については、受験料が5,800円～25,000円超と高額なこと、試験会場が都市部に集中し地方、とりわけ島嶼部の高校生は会場までの移動や宿泊費用もかかるなど結果として受験機会が制限されるなどの課題が指摘され、マスコミや学校関係者、教育評論家、専門家と称する人びとから「教育の大原則である『平等』を損なうものだ。」「都市部と地方との経済格差を助長するものだ。」などの批判を受けていた。そのような状況のなか、今度は萩生田文部科学大臣の「(受験生は)身の丈に合った受験をしていただければよい」との失言がきっかけとなり急ブレーキがかかったという次第だが、大きく騒がれたほどには問題の本質を突いた指摘を寡聞にして知らない。

この問題の端緒は、平成26年に開かれた政府所管の教育再生会議でのグローバル教育の必要性の指摘に遡るが、そもそもの土壌は明治以来、繰り返されてきた英語教育に関する確信的誤謬、しかも、その確信の度合いは既に信仰と言っても過言ではないレベルに達しているもので、「日本人は英語を喋れなければならない」という強迫観念がその本質である。実際、学習指導要領の改訂においても教科・外国語、科目・英語には他教科・他科目に比べて常に重きが置かれてきた。平成11年告示の学習指導要領や、現行の平成21年告示のものを見ても、「基本的に英語で授業をする」との文言が高等学校学習指導要領から中学校のそれに前倒しになるなど文部官僚の執念さえ伺える。

改めて確認すべきことは、学習指導要領の対象者である。それは、当然のことながら、初等・中等教育を受ける全ての児童・生徒である。日本全国の義務教育を受ける児童・生徒及び、現在の98.8%（令和元年度 学校基本調査）という高校への高い進学率に鑑みれば、ビジネス、外交、研究等で英語を必要とする限られた日本人ではなく、将来、社会で

働く全ての国民に、その職種、職場環境の如何を問わず、英語でコミュニケーションが図れるという技能水準を求めているということに他ならない。この要求水準を突きつけられれば「本当にそんなことが必要なのか？」という原初的な問いが自ずと湧き起こる。この素朴ではあるが、本質的な問いを政府のグローバル人材育成推進会議や、央教育審議会、そして文部科学省は正視することなく、殆ど思考停止よろしく「グローバル化＝英語が話せる」という等号成立を盲信し、学習指導要領の改訂に脇目も振らずに突き進んだのではないだろうか。その思考停止故に本来あるべき国民教育における外国語教育の質と量を著しく逸脱し、そのことに起因するリスク・マネジメントが視野に入らず、突っ走った挙げ句が今回の大学共通試験の英語における急転直下の民間試験導入中止に至ったのではないか。全ては「グローバル化＝英語が話せる」という確信的盲信の延長上の帰結と言わざるを得ない。

## 2.2 思考手段としての言語

言語はコミュニケーション・ツールであるが、より根源的にはシンキング・ツール (tool for thinking) である。特に母国語においてはそうである。言葉に出すことはなくとも我々は思考する時には最も慣れ親しんだ、思考する際に夾雑物でしかないツールを意識せずに済む言語、即ち母国語を縦横無尽に駆使して思考の境界を上げ、思考を深く掘り下げ、思考を磨き極めるのである。その求められる高度なレベルでの使用に耐えうる母国語としての言語能力は、幼少期や少年期にかけての圧倒的な量の言語シャワーを、言語と不即不離の豊かな文化環境のなかで浴びて初めて獲得されるものである。母国語を言語と意識しなくとも使えるようになるために費やすべき貴重な時期に、外国語の習得などによって、その濃度を薄めてしまえば、深い思考に耐えうる論理性や、情感や自然の移ろいなどの繊細な感覚を表現する豊かな語彙や言い回しを獲得することはできない。ノーベル物理学賞や化学賞、医学・生理学賞の受賞者や、フィールズ賞の受賞者を輩出した我が国の科学水準の高さや、万葉集や古今和歌集、源氏物語などを生み出した文化的豊饒は、母語である日本語の高度なシンキング・ツールとしての働きがあってのものなのである。

## 2.3 「グローバル人材＝英語が話せる人」？

平成24年（2012年）6月4日に「グローバル人材育成推進会議」が発表した審議まとめである「グローバル人材育成戦略」によれば、

## 2. グローバル人材の育成及び活用について

### (1) 「グローバル人材」とは

○「グローバル化」とは、今日、様々な場面で多義的に用いられるが、総じて、(主に前世紀末以降の) 情報通信・交通手段等の飛躍的な技術革新を背景として、政治・経済・社会等あらゆる分野で「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」が国境を越えて高速移動し、金融や物流の市場のみならず人口・環境・エネルギー・公衆衛生等の諸課題への対応に至るまで、全地球的規模で捉えることが不可欠となった時代状況を指すものと理解される。

○我が国がこれからのグローバル化した世界の経済・社会の中にあって育成・活用していくべき「グローバル人材」の概念を整理すると、概ね、以下のような要素が含まれるものと考えられる。

- 要素Ⅰ：語学力・コミュニケーション能力
- 要素Ⅱ：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感
- 要素Ⅲ：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー

○このほか、「グローバル人材」に限らずこれからの社会の中核を支える人材に共通して求められる資質としては、幅広い教養と深い専門性、課題発見・解決能力、チームワークと(異質な者の集団をまとめる)リーダーシップ、公共性・倫理観、メディア・リテラシー等を挙げることができる。

○グローバル人材の概念に包含される要素の幅広さを考えると、本来、その資質・能力は単一の尺度では測り難い。しかし、測定が比較的容易な要素Ⅰ (「道具」としての語学力・コミュニケーション能力) を基軸として (他の要素等の「内実」もこれに伴うものを期待しつつ)、グローバル人材の能力水準の目安を (初歩から上級まで) 段階別に示すと、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① 海外旅行会話レベル
- ② 日常生活会話レベル
- ③ 業務上の文書・会話レベル
- ④ 二者間折衝・交渉レベル
- ⑤ 多数者間折衝・交渉レベル

(アンダーライン筆者以下同様)

この文中の二重下線部分の論理展開に目を留めていただきたい。

「グローバル人材」の概念には、①「語学力・コミュニケーション能力」、②「主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感」、③「異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー」という要素が含まれるが、②と③は評価が難しいので、取り敢えず①の「語学力＝英語力」を尺度として使う。(ということは、それに沿った教育、英語教育を推し進めるということ。)そして、他の要素である②と③は、①ができれば、できるはず!という論理展開である。牽強付会としか言いようのない、かなり強引な論の運びにもかかわらず、このことを起点として「喋れる英語教育」が新たな(平成24年当時)学習指導要領の柱に転化していったことが見て取れる。

### 3 グローバル教育について

2.3で、グローバル人材育成に係る英語教育について言及したが、では、筆者はグローバル教育とはどのようなものであるべきと考えているのかを次に示す。

#### 3.1 我が国のグローバル教育に求められるもの

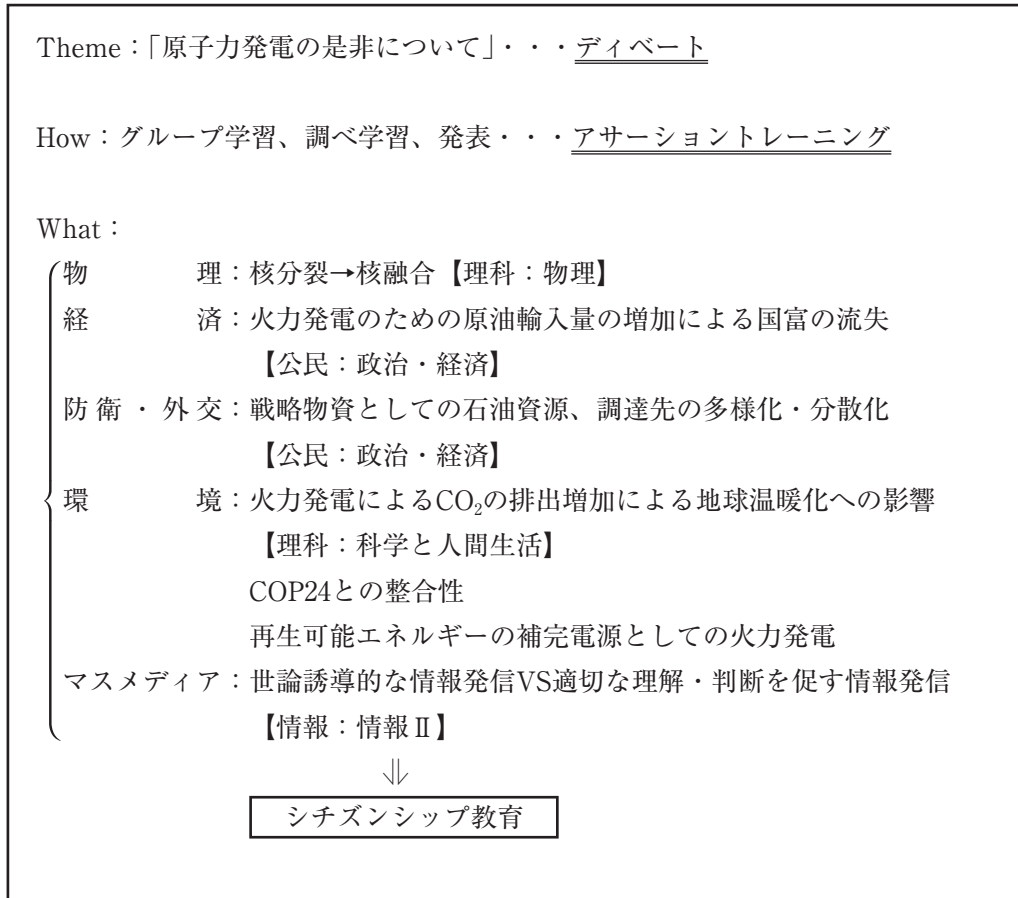
先ず、グローバル人材とはどのような属性を持つものであるべきかについては、概ね「グローバル人材育成戦略」にある要素Ⅰ～要素Ⅲの概念でよいと考える。しかし、その要素を身につけた人材を育成するために学習指導要領に反映させる要素は、既に指摘したとおり決して英語に傾斜した教育ではない。

いわゆる「自虐史観」や「戦前真つ暗史観」を払拭し、先人の努力を多とし、功を評価する基本に則った日本史教育(特に近・現代史)や、古典学習などに基づく日本人としてのアイデンティティーの確立(要素Ⅲ)。アクティブ・ラーニングを取り入れた学習や体験学習・野外活動、ボランティアや海外留学などによる「主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感」の獲得(要素Ⅱ)。これらに加えて、世界を相手に活躍する日本人に求められることは発信力の強化である。(既述の英語教育も、あくまでこの文脈のなかに位置づけられるものであって、決してその修得が要素Ⅱ、要素Ⅲを凌駕するものであってはならない。)

この「発信・主張すること」の重要性を担保する教育に有効なのは、提示した主題につき肯定側・否定側に分かれて討議するディベートであり、自分の気持ち、考え、信念等を正直に、率直にその場にふさわしい方法で表現できるコミュニケーションを目指すアサーショントレーニングである。「総合的な探究の時間」や特別活動といった時間枠の活用ばかりでなく、普段の授業での発言や発表の際に、アクティブ・ラーニングの一環として意識的に取り入れることは有効であろう。

### 3.2 カリキュラム・マネジメント

3.1で、その重要性を指摘した「発信・主張すること」を強化するために、ディベートやアサーショントレーニングを用いて、実際にどのような授業展開が可能であるかを、次期学習指導要領の柱の一つであるところの「カリキュラム・マネジメント」の主旨に則して、高等学校での授業例を示す。抑えるべきポイントは、「教科横断的」な視点と「主体的・対話的で深い学び」である。



### 3.3 「教育職員免許法施行規則66条の6：『憲法』」とグローバル教育

教員免許状を取得するに当たっては、課程認定を有している大学等において教職課程として認定を受けた単位以外に一般教養として修得すべき科目について教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を修得しなければならないことは周知のとおりである。具体的には、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」のそれぞれ

れ2単位4科目である。ここでは教育の緩効性と浸透性という2つの視点から、そして、特に現行の日本国憲法の履修が、あるべきグローバル教育における「主体性・積極性」及び、「日本人としてのアイデンティティー」を如何に毀損し得るかについて考察する。

昭和22年に公布・施行された教育基本法は、その前文に「(前略)ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」とあるので、上位法である日本国憲法について教職に就かんとする者が、それを学ぶことには論理的一環性が認められる。しかし、その日本国憲法自体が次代を担う子ども達にとって果たして相応しい内容であるのか。それを学んだ教師が大学の講義で習ったままを墨守し、教え伝えるとすれば、その本質論において思考停止に陥ってはいないだろうか。教育界においても、言論の自由が保障されているとされる我が国においてさえ、日本国憲法の改変に繋がる議論としてこのことは禁忌の扱いをされ、論ずること自体を封殺されてきたのではないか。次の新聞記事を一読していただきたい。

もう旧聞に属する話かもしれないが、大事な問題なのでやはり取り上げたい。バイデン米副大統領が8月15日の演説で、共和党の大統領候補、ドナルド・トランプ氏を批判してこう発言した件である。「(日本が)核保有国になり得ないとする日本国憲法を、私たちが書いたことを彼(トランプ氏)は知らないのか。学校で習わなかったのか」米政府の要人中の要人、ナンバー2である副大統領が公の場で、米国が日本国憲法を起草したことを明言したのだ。事実関係からすれば当然のことではあるが、憲法の成り立ちをめぐる戦後の欺瞞が、通力を失っているのを感じた。何しろ、米国が主導した連合軍司令部(GHQ)は戦後の対日占領期、GHQが憲法起草に果たした役割についての一切の言及や批判を検閲し、削除または掲載発行禁止の対象としていたのである。米国が隠したため、まさにわれわれ日本国民が「学校で習わなかった」ことを、米副大統領が自ら表明したのだから興味深い。(産経新聞 2016.9.1.)

日本国憲法は、この記事の示すとおり、日本が占領下にあった1946(昭和21)年2月、米国軍人十数人により10日ほどの間に書かれた。連合軍司令部(GHQ)の民政局のコートニー・ホイットニー局長(陸軍准将)の下で次長のチャールズ・ケーディス大佐が起草の実務責任者となった。その草案は本体が書き直されることは全くないまま、戦後の日本の憲法となったことは公然の秘密である。

このことは何を意味するのかと言えば、日本国憲法は、「日本を、二度とアメリカに刃向かうような国に絶対にしないようにする。」という明確な意図を持った占領基本法に他ならないということである。特に、戦争末期にあって、戦力において圧倒的な彼我の差のあっ



た日本に対して、昭和20年3月の非戦闘員である民間人を対象とした焼夷弾による東京大空襲（凡そ10万人が犠牲）、戦略的な要請ではなく兵器実験としての広島及び長崎への原爆投下（後遺症による死亡者を除いても、それぞれ凡そ14万人、7万人が犠牲）という非人道的な攻撃を実施した米国にとって、日本人の抱いたであろう復讐の念は察するに余りあり、神風特別攻撃隊で見せた勇猛果敢さと、有色人種のなかでの例外的な高い科学技術力とに鑑みれば、日本人をして根底から改竄せしめねば、米国は如何に勝利したとはいえ、心休まることはなかったであろう。

このような出自のある日本国憲法の呪縛が東京裁判史観で一層補強され、「日本人罪惡論」として次代を担う子どもたちに負の遺産として受け継がれていけば、米国や中国を始めとして世界の舞台上で日本人としての誇りと自信（日本人としてのアイデンティティー）を持って丁々発止と議論を戦わせることが果たしてできるであろうか。そもそも「勝てば官軍」とは古今東西を問わず事実であって、現在の多くの児童・生徒が学校教育により背負わされている負い目は、真実とは別の一方的な戦勝国史観でしかない。勝った国に正義があるように、負けた国にも正義はあり、日本が悪者だから正義の使者であるアメリカに成敗されたわけなどでは決してない。一例を挙げれば、第一次世界大戦後のパリ講和会議で日本が提案した「人種平等法案」はアメリカの欺瞞的な議決ルールの変更により葬り去られ、このことが大東亜戦争（このような、先の戦争に係る当時の日本による正式名称さえも口にすることが今現在でも憚られ、太平洋戦争という米国製の呼び名が通称となっている現状がある。）への淵源の一つとなった。（藤原正彦）

一見、無関係に見える日本国憲法とグローバル教育であるが、実は根幹のところグローバル人材の育成に深く関わっている。

### 3.4 情報教育

「第4次産業革命とは」

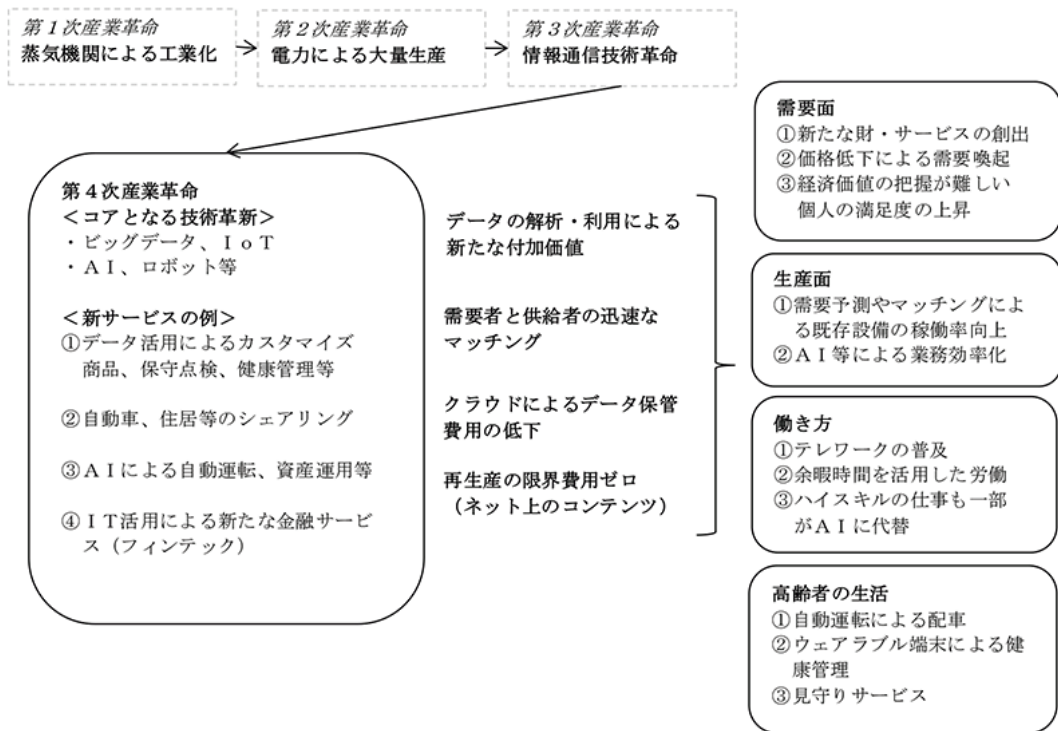
第4次産業革命とは、18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、次のようないくつかのコアとなる技術革新を指す（次項図参照）。

一つ目はIoT及びビッグデータである。工場の機械の稼働状況から、交通、気象、個人の健康状況まで様々な情報がデータ化され、それらをネットワークでつなげてまとめ、これを解析・利用することで、新たな付加価値が生まれている。

二つ目はAIである。人間がコンピューターに対してあらかじめ分析上注目すべき要素を全て与えなくとも、コンピューター自らが学習し、一定の判断を行うことが可能となっている。加えて、従来のロボット技術も、更に複雑な作業が可能となっているほか、3Dプリンターの発展により、省スペースで複雑な工作物の製造も可能となっている。

こうした技術革新により、①大量生産・画一的サービス提供から個々にカスタマイズされた生産・サービスの提供、②既に存在している資源・資産の効率的な活用、③AIやロボットによる、従来人間によって行われていた労働の補助・代替などが可能となる。企業などの生産者側からみれば、これまでの財・サービスの生産・提供の在り方が大きく変化し、生産の効率性が飛躍的に向上する可能性があるほか、消費者側からみれば、既存の財・サービスを今までよりも低価格で好きな時に適量購入できるだけでなく、潜在的に欲していた新しい財・サービスをも享受できることが期待される。

(「好循環の拡大に向けた展望」平成29年1月内閣府政策統括官 経済財政分析担当 内閣府)



教育における「不易と流行」の正に「流行」を体現するかのような、グローバルな第4次産業革命の潮流は、上述のような近未来予想をもって語られる。先日には2018年に実施されたPISAの最新結果も発表され、参加79カ国・地域の中で日本は「読解力」で15位、「数学リテラシー」で6位、「科学リテラシー」で5位となり、いずれも前回の2015年調査よりも順位・スコアが後退した。この一因として挙げられたものが、PISAが2009年調査以降、印刷したテキストだけでなく電子テキストを併用したことによる日本の子ども達の不慣れによるものとの指摘もあって、益々、プログラミングやデータ活用能力などデジタル・リテラシーの向上に向けて加速がついてきている状況である。

しかしながら、PISAにおける読解力の定義は「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと。」とある。このことを踏まえれば、情報教育は、情報機器の基本的仕組みを理解し、利用できるようにする面（ハード面）と、それを生きる力の一つとして活用し、社会参加に資するという面（ソフト面）の両面あるということになる。情報教育としては前者の部分に力点は置かれがちだが、後者に係る情報教育の重要性について、最近の我が国におけるデジタル関連技術の生活利用を例に取って見てみよう。

ご承知のとおり、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたが（軽減税率適用品目を除く）、これに伴う需要平準化対策として、また国際的にみて低い水準にある我が国のキャッシュレス手段への移行促進を図るべく、一定期間に限り、国は中小規模事業者によるポイント還元等を支援する事業を実施している。勢い、消費者は「損得」で判断し、現金決済ではなくポイントのつく電子マネーの利用へと走りがちだが、このことは誰が、何を、どのような時期に、どこで買ったかという優れて個人的な情報を利便性とささやかな利益の代償として企業側に提供していることに他ならない。そして、これらのデータの集積はいわゆるビッグデータとして多様な使われ方をする。ということは、必ずしも善意の使われ方ばかりではないというリスクを孕むということであり、その極端な例が、顔認証システムによる個人データの収集に基づく100万人規模と言われるウイグル人の矯正施設への、現在進行形の、収監・洗脳・文化的抹殺である。

また、2011年に起きた東日本大震災や2018年の北海道胆振東部地震における道内全域での停電（ブラックアウト）などの災害、そしてこれから高確率で起こり得ると予測されている首都直下型地震や南海トラフ地震などの自然災害による電力ダウンによって、電子マネーが使えなくなる状態などのリスクマネジメントも視野に入れた電子マネー導入の是非を判断すべきものである。

意識すべきことは、AIやIoTがグローバルな時代の潮流だからという理由だけで、ただバスに乗り遅れまいとして盲目的に拙速に行動することではなく、外界の動きを見ながら

も、自分が置かれている環境を冷静に分析し、利便性とリスクを的確に値踏みし、取捨選択するという能力の獲得ではないか。

「うまい話はない」は古今東西の真理であると教え諭すことも、情報教育に必要な不可欠な要素なのである。

## 4 中教審答申に係るパラダイムの転換

### 4.1 時代適応から時代誘導へ

西洋教育史を俯瞰してみると、教育は、ソクラテスやプラトン、アリストテレスの系譜に連なる古代ギリシャの哲学者の時代における市民階級という一部、特権階級の趣味的要素を濫觴として、農耕社会の色合いが濃い古代ローマ時代に適応した家父長制に基づく家庭を中心としたごく限られた範囲での農耕にまつわる知識・技術の伝承、中世においては王侯貴族による古代ギリシャ語やラテン語習得を中心とした教育、並びにキリスト教の支配による修道院や神学校での教義・儀式等に係る学び、その後のルターによる宗教改革により、聖書を母国語で一般大衆が読むことの重要性の認識に基づく公教育の必要性が喧伝され、時、恰も、活版印刷術の普及と相まって教育の大衆化が俎上に載ってきた。また、ルネサンスの動きも胎動を始め、神の恩寵の軛を外し、人間の自由意思に基づく生き活きとした行動が称揚され、商業活動や貿易活動も盛んになり、人間の活動範囲は旧来の農耕生活にのみに立脚した閉ざされた空間から大きく広がった。この流れは1800年前後を境にイギリスで勃発した産業革命により一気に加速され、教育に対するニーズも一部特権階級における優雅で難解なものから、商業活動や工業活動に従事する圧倒的な数の大衆に必要とされる読み・書き・算盤（3Rs：Reading, Writing, and Arithmetic）という実用的で平易なものへと変遷した。イギリスで考え出された「助教法」（ベル・ランカスター法）が、この急激な教育の裾野の広がりに対応した制度であることは周知のとおりである。教育は、その後、大衆化、高度化の一途を辿り、第四の産業革命と呼ばれる現在の教育を取り巻く社会環境に繋がっていく。

一方、我が国の教育史においても、万葉集や古今和歌集、源氏物語を始めとした文学作品の成立と継承という事例からも認められるように、皇族・貴族や武士階級はもとより、一部の農民などには江戸期以前にも既に相当程度の教育がなされていたが、一般庶民の教育が広範に受け入れられるのは江戸期に入ってからで、戦乱の世が落ち着きを取り戻し、商業活動や文化活動が興隆してくる時期を待たねばならない。それまで神社仏閣を利用して続いてきた庶民教育が、「寺子屋」や「手習い塾」と称されて、「庭訓往来」などの「往来物」を主要テキストにしながら庶民教育の一大潮流を作るのはちょうどこの頃である。

江戸末期になる頃には、欧米列強がその卓越した武力を背景にして開国を迫り、「アヘン

戦争」によって植民地化された当時の清国に象徴されるような苛烈な搾取と過酷な貧困を目の当たりにして、我が国の先人達は「富国強兵」を達成すべく教育に力を入れた。明治5年に発布された「学制」を始めとして国民に身分の別なく男女の別なく身を立てる術としての学問を奨励したことに始まり、学問することの重要性を国の隅々まで意識させることで広大な人材の裾野を創り出し、先進的な西洋の技術を積極的に取り入れ、それを自家薬籠中のものとなし、迫り来る欧米列強の危機に備えた。

このように俯瞰して観ると、洋の東西を問わず、また古今を通じて教育がその時代の「流行」の要請に対応すべく施されてきたことが見て取れる。このことは視点を変えてみれば社会の要請に対する教育の追認である。教育という人間形成システムは、「不易と流行」という人間の属性の陶冶と、新たな社会への適応を両立させるべく何時の時代にも制度設計がなされてきた。翻ってみると、このような制度設計が可能だったのは、明治期の我が国のように、先例となる、総合力に勝る欧米列強の存在があったり、直近までの世界のようにSDGs (Successive Development Goals) を意識しないですんだ幸福な時代、換言すれば、人間の欲望のままに活動範囲を拡げても地球環境というキャパシティー内に収まっているという条件を満たしていることが、意識はされてこなかったが、前提だったのである。

しかしながら、2019年12月2日から2週間の会期でスペインのマドリッドで開催されたCOP25における温室ガス削減目標の引き上げに関する議論が紛糾したことも、そもそも1992年に地球サミットで採択された国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) における締約国会議で、温室効果ガス排出削減等の国際的枠組みを協議する最高意思決定機関 (COP) の設置がなされたこと自体が、地球環境というキャパシティーの限界が世界的に認知されてきたことの証左に他ならない。そのような状況下において論ぜられるべき10年後、20年後、30年後の未来予想、及び、それらをベースにして構築された未来社会で逞しく生きる力を身につけるために陶冶されるべき資質・能力に言及した中教審答申、それらを実現すべく具体的に教科・科目に具体的に落とし込んだ工程表である学習指導要領、そういったものが今日まで求められているとされてきた。

実際、昭和22年に発表された「学習指導要領」から今次の令和2年の小学校学習指導要領に至るまで、更には明治5年に公布された「学制」をもとに示された「小学教則」(カリキュラム) にまで遡ることができようが、これら全ての学習指導要領に共通していることは、将来、想定される社会における適応を主眼として描かれてきたものであるということである。

しかしながら、これからの学習指導要領に求められるもの、より根源的には中教審答申が打ち出す方向性は、グローバルな領域で人類の活動を見直し、持続的に共存・発展でき

る社会を構築していくことに資すること。つまり、予想される未来社会における適応ではなく、

- ・世界の無尽蔵な成長資源・成長環境の限界が見えてきた
- ・日本のモデルとなる先行国がない（少子高齢化、環境問題、SDGs）
- ・欧米の理念が、無条件で優れているわけではない（多様性）

といった現状を踏まえて、あるべき未来社会を創造することに寄与する人間を育成する教育へのパラダイムの転換が強く求められている。このことは、既存の中教審答申のメカニズムと似て非なるものであって、慎重な峻別が強く求められる。つまり、17世紀のルソーの子ども中心の教育が、それまでの小さな大人、未熟な大人としての子どもの位置づけから180°見方を転換したように、来るべき社会への適応から、あるべき社会の創造へと、子ども達の育成目的を転換することが求められるのである。

そもそも、専門家の予想が描く近未来社会は、実現の時期が来てみると、現実との乖離が甚だしいことは枚挙に暇がないほどである。（以下、「近未来予想のはずれ」参照）

### 【近未来予想のはずれ】

- (2) 我が国の経済的な発展と国際社会との関わり
- 過去の歴史において、我が国は、時代ごとの危機的状況を積極的な人材派遣など海外との相互交流・接触の中で打開し克服してきた経験を持つ。
  - しかし、1980年代頃までに「(経済的)豊かさ」を達成した結果、フロンティアを喪失することとなり、今日では、技術の先進性や一定規模の国内マーケットの存在などが却って「日本のガラパゴス化」を招きかねないとの懸念すら指摘される状況にある。
  - 現状のままでは、中長期的な観点で経済成長の原動力となるべき有為な人材が枯渇して、我が国は本格的な再生のきっかけを失い、BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）やVISTA（ベトナム、インドネシア、南アフリカ、トルコ、アルゼンチン）といった新興国の台頭等、変化の激しいグローバル化時代の世界経済の中で、緩やかに後退していくのではないかとの危機感を抱かざるを得ない。  
(2012年6月4日グローバル人材育成推進会議審議まとめ)

※僅か10年と経たないうちに、BRICs やVISTAで括られる諸国の経済は失速している。

## 4.2 意識による変革

次の名簿は、グローバル教育として英語教育にアクセントがつけられた平成21年告示の学習指導要領を方向づけた中教審答申に携わった委員名簿である。

### 【中央教育審議会 委員名簿】

平成19年2月1日発令、(注1) 平成19年4月6日発令、(注2) 平成19年9月21日発令

会長	山崎 正和	LCA大学院大学長、劇作家、評論家、演劇学者
副会長	梶田 叡一	兵庫教育大学長
副会長	三村 明夫	社団法人日本経済団体連合会副会長、新日本製鐵株式会社代表取締役会長
	安彦 忠彦	早稲田大学教育学部教授
	安西 祐一郎	慶應義塾長
	飯野 正子	津田塾大学長
	石井 正弘	岡山県知事
	岩崎 洋子	滋賀県栗東市教育委員会教育長
	宇津木 妙子	ルネサス高崎女子ソフトボール部総監督
	梅田 昭博	社団法人日本PTA全国協議会顧問
	衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授
	岡島 成行	大妻女子大学家政学部教授
	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	加藤 裕治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	金子 元久	東京大学大学院教育学研究科長
(注1)	菊川 律子	独立行政法人国立青少年教育振興機構理事
	黒田 玲子	東京大学大学院総合文化研究科教授、東京大学経営協議会委員
	郷 通子	お茶の水女子大学長、総合科学技術会議議員
(注2)	小嶋 善吉	静岡市長
	佐伯 啓思	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	島田 京子	学校法人日本女子大学事務局長
	田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校校長
	角田 元良	聖徳大学児童学部教授
	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長、財団法人日本総合研究所会長
	中村 吉右衛門	歌舞伎俳優
	中村 正彦	東京都教育委員会教育長
	野依 良治	独立行政法人理化学研究所理事長
	平野 啓子	語り部・かたりすと、大阪芸術大学放送学科教授、武蔵野大学非常勤講師
	増田 明美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学教養課程教授
	宮城 篤実	沖縄県嘉手納町長

一見して、大学関係者が多いことに気づくが、高等学校長や教育長、PTA、知事や市長、

科学者や文化人、経済人、スポーツ関係者など、教育界や政財界に留まらず幅広く各界の代表者を擁していることが了解できる。この構成は、各期を通じてバランスに配慮されている。それでは一体何故、「グローバル教育」に代表される経済に傾斜した答申になるのであろうか。

そもそも、答申の素案を描いているのは委員ではない。文部科学省（以下、文科省と略す）の事務局である。委員は、それぞれの立場から詳細に検討し意見を述べはするが、素案を描くのは事務局である。その事務局は上司の官僚の意向、その上司は政権の意向を踏まえるはずだろうが、実際に絵を描くのは事務局の職員である。従って、この実働部隊の意識として、あくまで経済を最優先課題として認識するか、あるいは、経済を重視しながらも、その他の価値観や理念を視野に入れて描くかで出来上がってくる絵は変わってくる。要は、教育施策の立案に携わる職員一人一人の意識の問題は決して小さくはないと思量される。

#### 4.3 経験則による陥穽

このような教育施策の立案に携わる文科省職員は「優秀な人々」であって、その多くは児童・生徒・学生の時代に成績優秀で偏差値の高い学校出身であることも珍しくはない。つまり、「できない子」の気持ちや境遇、将来を想像することはできても、経験したことはない。当然のことながら、答申も経験知に基づくものではなく、あれやこれやとイメージしながら描いたもので、その結果は大別して対象の2極化に基づく処方箋となる。

- ① 「脱ゆとり」教育に表象される、勉強に重点を置く教育施策
- ② 特別支援教育の対象となる、障害がある（顕在化した）子どもに対する教育施策

しかしながら、これらの教育施策の対象の狭間にあって、人数としては大きなグループを形成する子ども達、いわゆる「勉強が得意でない子」、「座学に向かない子」に対する手当が非常に薄い。こういった子ども達は、今日では発達障害のある子どもとして認知される場合も多いが、中でも境界域にあって、一見しただけではそれと判りづらく、過半は「勉強はできない」けれど学校を卒業し、それなりに働くことで日本を支えているマジョリティーがいる。

このような子ども達は、優秀な文科省の職員の経験知の埒外にあって、教育施策の手当での陥穽に陥っている。このような子ども達が学校生活において自己肯定感・自己有用感を持ち、自信をつけて社会に出て自立するためには、畢竟、生き馬の目を抜くような刮目すべき才能と実績には無縁であっても、真面目にコツコツと働くことを積み重ねてきた者に対するリスペクトと、それに見合った待遇（AIの登場により、「将来、消える職業・な



くなる仕事」と重複するものが多いという指摘があろうが、本質は、価値評価の選択に関することである)、換言すれば、高学歴集団とさほど見劣りしない待遇を社会が用意できるかによるのだろうが、それ以前に、教育施策として高校卒業後の進学先を現在のような大学という基本的に単線ではなく、そういった子ども達が興味・関心を持つ座学ではないスキルの修得を可能にするような多様な受け皿を創出することは実体のニーズとしては、かなり大きなものがある。

#### 4.4 経済格差による教育格差の解消

4.3で述べた境界域にある子どもとはまた別に、勉強への適性はそれなりに認められるものの、家庭の経済的状況によって、それを伸ばすチャンスを逸せざるを得ない子どもへの教育施策について言及したい。

近年、国による就学支援金制度や、それを補完する都道府県による授業料軽減助成金によって、授業料（高等学校等）の保護者負担軽減は制度的にかなり整ってきているが、東京大学に通う学生の保護者の収入が、他の国立大学に通う学生の保護者の収入を凌駕しており、教育格差は取りも直さず経済格差であり、この格差は世代が更新されるにつれて拡大・固定化する方向にある、といった社会学者による指摘はよく知られているところである。

この格差を是正する唯一の根本的な解決策である学力向上を期するには、学校現場におけるより丁寧な個への関わりであることに論を待たないが、少々、教員定数を増加させたからと言って、小学校、中学校、高等学校と併せて約3万5千校に及ぶ学校数の多さによって薄められてしまい、効果は限定的に留まる。また、先生の「働き方改革」が声高に語られている現在、教員に更なる負荷を一方的に強いることはできず、悩ましい課題である。そのような状況下で、早期に実現可能で、なおかつ効果のある対応として、「塾バウチャー制度」のようなものは対応として有効であろう。制度の実施に向けての動きを求めたい。

## 5 まとめ

既に2.1で言及したように、新制度大学入試において、民間機関を利用する英語試験の実施が頓挫した。このことは、ある意味において啓示的であるように思われる。江戸時代以前は、和魂漢才、明治期以降は和魂洋才で、漢語にせよ英語にせよ、我々の先人が意欲的に学んだ理由は、その言語がもたらす先進的情報故のことであった。翻って、今日の我が国が直面する急速な少子高齢化に纏わる諸々の課題や、世界第5位(2017年)のエネルギー消費国でありながら、その自給率の極端なまでの低さ(2015年7.4%、2016年8.2%、2017

年9.6%)、環境問題や中国・北朝鮮・ロシアといった独裁(的)国家に取り囲まれている厳しい地政学的環境下において自国の防衛を他国に依存する異形、等々、直面している課題は枚挙に暇がないが、これらの課題解決のモデルとなるものは最早、漢才や洋才にはない。言わば、日本は課題先進国なのであり、我が国の課題解決が他国のそれに資するという現状にある。

このような時代に英語学習に血道をあげることは、本来、それによってもたらされるはずであった情報が先進性を欠いた今、どれほどの意味があるのだろうか。グローバリズムの大きな流れのなかで、「21世紀型市民」として国際社会と関わる上で市井の人にもコミュニケーション・ツールである英語は必要だというのであれば、既に手の届く価格で、実用に供するレベルの携帯翻訳機が市販されている。更に数年もすればAIを組み込んだ翻訳アプリが、スマホに搭載される状況ですらある。

このような状況を冷静に見てみれば、自ら考え・行動する主体的な学びが求められているのは正に我が国であって、山積する課題解決に向けて挑戦する有為な人材を育成すべく中教審答申は大きく舵を切る秋を迎えていると言える。

## 参考文献

- 1 文部科学省 高等学校学習指導要領(平成21年3月告示、平成30年3月告示)
- 2 文部科学省(国立国会図書館データ)中央教育審議会委員名簿(平成19年2月1日発令)
- 3 「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ(平成24年6月4日発表)
- 4 内閣府 「好循環の拡大に向けた展望」(平成29年1月)
- 5 藤原正彦「国家の品格」(平成17年11月 新潮選書)
- 6 産経新聞